

仕 様 書

1 設置機器の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できること。

2 販売目的の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水・牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
なお、商品の具体的な構成については、西尾市との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出期間及び経路については、西尾市の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を利用者に分かりやすい場所に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

4 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を下記のとおり報告すること。

(1) 内容

販売品目、販売本数、単価、売上金額

(2) 期限

区分	報告期限
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日

5 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 必要経費として、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等（電気引込線及び支柱工事を含む）の費用は、すべて設置業者の負担とします。また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器を設置し、それによる実費は設置事業者が光熱水費業者に、直接お支払いください。

自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）が締結される場合を除き、期間満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。

記

1 貸付物件

住宅名	住 所	貸付面積	設置数
鎌谷住宅	鎌谷町大河田 6 番地	2.0 m ² (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1 台
中原住宅	中原町堀割 16 番地 1	2.0 m ² (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1 台
中野郷住宅	中原町半谷 20 番地	2.0 m ² (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1 台
下町住宅	下町宮東 12 番地 1	2.0 m ² (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1 台
住崎住宅	住崎町荒子 28 番地 1	2.0 m ² (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1 台
鳥 羽 第 3 住宅	鳥羽町十三新田 1 番地 35	2.0 m ² (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1 台

*設置場所 住宅地内の設置場所図のとおり

2 契約期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで